

私たちのまち 久喜 ～みんなではじめるまちづくり～



① わたしたちのまち 久喜市を知ろう



市の花 コスモス
(平成 24 年 3 月 20 日制定)



市の木 イチョウ
(平成 24 年 3 月 20 日制定)



② 久喜市の位置・面積・人口

位置・面積

関東平野のほぼ中央に当たる埼玉県の一部に位置し、都心まで50km圏内にあります。面積は82.41km²で、地形は、おおむね平坦です。また、利根川、中川等の多くの河川や用水路に恵まれています。気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥です。

人口

人口は、平成29（2017）年1月1日時点で、154,241人（住民基本台帳人口）であり、埼玉県人口の2.1%を占め、県内40市中第11番目の人口規模の都市です。

年少人口（15歳未満）は17,784人、構成比は11.5%であり、埼玉県全体の年少人口構成比12.7%よりやや低くなっています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は42,764人、高齢化率は27.7%であり、埼玉県全体の高齢化率25.0%をやや上回っています。

なお、平成29（2017）年では、本市の人口は、平成24（2012）年と比較して2,074人（1.3%）の減少となっています。

特産品



塩あんびん



梨ジャム



栗っこ



千貫せんべい

◆久喜市の「いいところ」「もう少し！」というところを話し合しましょう。

③ まちづくりと自治基本条例



「まちづくり」ってどういうことだろう。まちを良くしていくってむずかしそうだなあ。

みんなも「まちづくり」に参加しているはずだよ。みんなで、学校のまわりのごみ拾いをしたり、防災訓練に参加したりすることも「まちづくり」っていえるよ。



まちには、子供からお年寄りまでいろいろな人が暮らしているよね。でも、いろいろな人がいっしょに「まちづくり」を進めていくと、意見が分かれるときもあるよね。そういうときは、どうするの？

わたしたちのクラスでもみんなの意見が分かれるときがあるかなあ。学級会には、よく話し合ってから決めるルールがあるよ。



みんなでいっしょに何かをするには、ルールが必要になるよね。学級会にルールがあるように、「まちづくり」にもルールが必要。それが、「自治基本条例」なんだ。『自治』とは、自分たちで決めること。『基本』とは、おおもとなる大切なこと。『条例』とは、まちのルール。「自治基本条例」は、よりよいまちにしていくための大切なルールなんだよね。

「地方自治」って何ですか？

地方自治という言葉が新聞で見たり、テレビのニュースで聞いたりしたことがありますか？地方自治とは、これまで国でしていたことを県や市町村ですることを言います。県でできることは県で、市町村でできることは、市町村ですること、それぞれの“まち”の特色を活かした魅力的な「まちづくり」をすることができます。身近なところから「まちづくり」を行い、その「まちづくり」をみんなのチカラですすめていくことは、“わたしたちのまち”、久喜市をよりよくするために大切なことです。

◆「まちづくり」に必要なルールについて話し合ってみよう！

◆どんな人たちが「まちづくり」と関係があるのか話し合ってみよう！

④ 自治基本条例に書いてあること

自治基本条例には、みんなのチカラで「まちづくり」をすすめるための大切なルールが書いてあります。

参加の ルール

久喜市をよりよいまちにするため、市民のみなさんが、自分たちのこととして「まちづくり」について意見を出すことや「まちづくり」の取り組みに加わることです。

例えば、公園や道路をつくるときに、使いやすいように話し合いの場で発言することも参加の一つです。

協働の ルール

久喜市をよりよいまちにするため、市や市民のみなさんが、おたがいの意見や考え方を大切に、対等な立場で協力して「まちづくり」に取り組むことです。

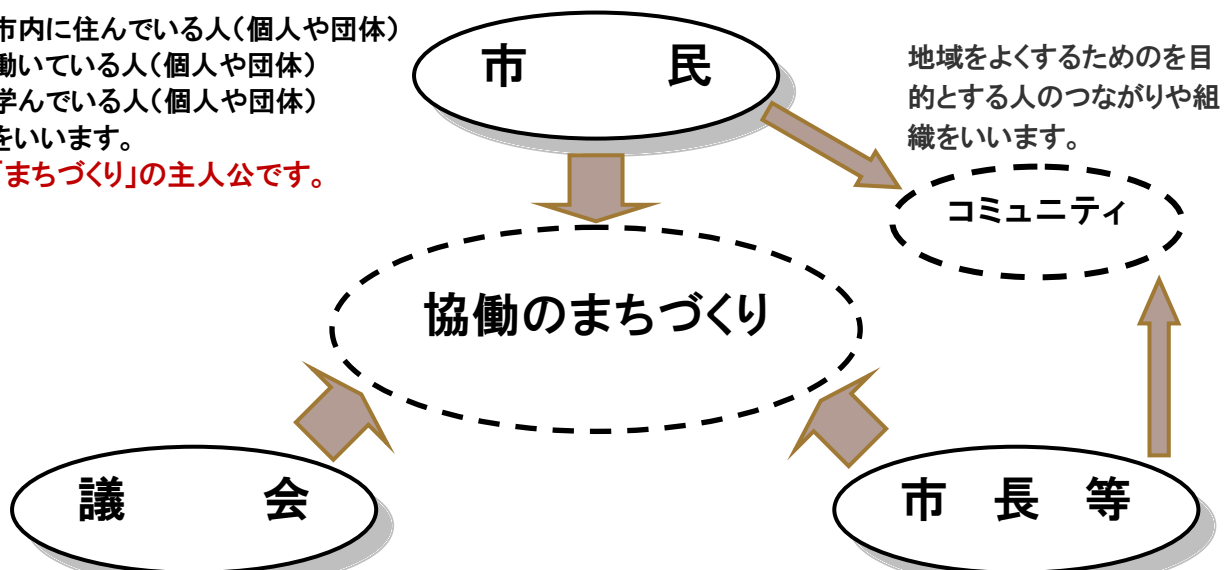
例えば、市と地域の人たちでいっしょにごみ拾いなどの清掃活動することも協働の一つです。

情報 共有の ルール

久喜市をよりよいまちにするため、市が市民のみなさんに積極的に情報提供をすることなどで、情報を共有することです。

例えば、市の情報は、広報くき、ホームページなどで見ることができます。

市内に住んでいる人(個人や団体)
働いている人(個人や団体)
学んでいる人(個人や団体)
をいいます。
「まちづくり」の主人公です。



◆「久喜市自治基本条例」を実際に読んでみよう！

⑤ みんなで一緒にまちづくりに取り組もう

久喜市民まつり

毎年秋に開かれる久喜市民まつりは、はなやかなオープニングパレードから始まり、盛りだくさんのアトラクション、お店など多くの人でにぎわいます。

子ども大学くき

子ども大学くきは、市内小学校 4～6 年生のいろいろな学校・学年の子どもたちが、大学のキャンパス等で学ぶ、子どものための大学です。学校などで学べないことを、大学の先生や専門家から、わかりやすく、そして楽しく学べます。

清掃活動・資源回収

自治会や子供会などで、ごみ拾いなどの清掃活動をしています。

また、アルミ缶や古紙類(古新聞や雑誌)などをリサイクルするために集める活動もしています。

防災訓練

災害から自分たちの地域を守るため、実際に消火器を使う消火訓練やアルファ米などの非常食を使った炊き出し訓練などを行っています。

防犯活動

青色回転灯を装備した防犯パトロール車(青パト)で学校の周辺をパトロールしたり、通学路で登下校中の子どもたちを見守る活動を行っています。

歴史・文化を伝える

久喜市の歴史・文化を子どもから大人までたくさんの人が学べるよう活動をしています。

- ◆ 広報くき、ホームページで、市の取り組みを調べてみよう。
- ◆ どんな「まちづくり」に参加したことがあるか話し合ってみよう。
- ◆ これから参加したい「まちづくり」について話し合ってみよう。
- ◆ 市と一緒に「まちづくり」に取り組んでいる人たちについて調べてみよう。

久喜市自治基本条例（前文）

久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し、豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要所として江戸時代には舟運が栄え、現在も道路や鉄道など交通網の拠点として発展を続けています。また、神社や祭りなど、先人が築いた貴重な伝統・文化を受け継ぎ、大切に育んできたまちです。

近年、市政をとりまく社会環境は、地方分権の推進、少子高齢化、住民意識の多様化などにより大きく変貌してきており、住みよい地域社会を次世代に引き継ぐには、地方自治の再構築や行政運営の見直し等が求められています。

このため、久喜市は、開かれた市政運営を行うとともに、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進していくことが重要です。このような認識のもとに、市民と市は、共に力を合わせて協働し、個性豊かで活力に満ちた安全安心な地域社会をつくり、次世代に受け渡していくことを誓います。

ここに、久喜市は、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにし、市政全般にわたる指針としてこの条例を制定します。

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

【お問い合わせ先】 久喜市役所 市民部自治振興課

TEL 0480-22-1111（内線 2621） FAX 0480-22-3319

Eメール jichishinko@city.kuki.lg.jp